

福島県地域活性化アドバイザー派遣事業実施要領

制 定 平成27年 4月1日

改 正 平成29年10月1日

改 正 令和 3年 4月1日

改 正 令和 3年 9月1日

改 正 令和 4年 4月1日

(目的)

第1 県は、過疎・中山間地域における地域社会の活性化及び地域経済循環の推進を図ることを目的として、自主的、主体的、継続的な地域づくり活動の実施を希望する団体に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において適切な助言を行う各分野の専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣する。

(定義)

第2 この要領において用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 過疎・中山間地域

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成17年福島県条例第68号。以下「条例」という。）第2条で定める地域とする。

(2) 地域経済循環

地域にある資源を有効に活用して収益性のある事業を構築し、持続可能な地域経済の基盤を形成すること。

(3) 集落等

次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体

イ 複数のアで構成する協議会、連合会

ウ アと大学や民間団体が連携した事業体、連合体

(対象団体)

第3 本事業の対象団体は、過疎・中山間地域の市町村及び集落等とする。

(派遣対象事業)

第4 派遣対象事業は、地域の活性化及び地域経済循環を推進するため、アドバイザーから指導又は助言を受ける研修会等とする。

2 本事業によるアドバイザー派遣は、県が適当であると認める場合に限り、オンライン形式によることができるものとする。

(経費の支払)

第5 本事業では、次に掲げる経費を県からアドバイザーに対して直接支払うものとする。

ただし、第4の2に基づきオンライン形式による場合は、(1)のみとする。

(1) 謝金

実際に事業に要する額とし、5万円を上限とする。

ただし、金額に明確な算定根拠があり、妥当性が認められる場合については、これを超えることができる。

(2) 旅費

福島県旅費取扱規則に基づく額とする。

(派遣回数)

第6 本事業によるアドバイザー派遣は、当該年度、原則として、1団体につき1回までとする。

(派遣の申請手続き)

第7 この要領により派遣を受けようとする市町村の長、集落等の代表は、事業の実施を希望する日の30日前までに派遣申請書(様式第1号)を提出するものとする。

ただし、3月に事業の実施を希望する場合は、当該年度の1月31日までに提出するものとする。

(派遣事業の決定等)

第8 知事は、派遣申請書の内容を審査し、申請の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、派遣する事業を決定するものとする。

2 前項により派遣を決定した場合、知事は、派遣を決定した市町村の長、集落等の代表(以下「派遣団体の長」という。)にその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた派遣団体の長は、事業に着手する前に、事業進行表(様式第2号)により、アドバイザーの受入条件、事業実施時期等について、知事に報告するものとする。

(事業内容の変更等)

第9 派遣団体の長は、派遣の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合、又は止むを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書(様式第3号)により、その理由と内容を、知事に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、事業進行表(様式第2号)の変更で足りるものとする。

(1) 派遣の決定を受けた事業の日程に変更が生じた場合

(2) アドバイザーの交通手段に変更が生じた場合

(実績報告等)

第10 派遣団体の長は、派遣の決定を受けた事業を完了したときは、知事に、実績報告書等(様式第4号、様式第4号別紙1)を事業完了の日(事業中止について知事の承認を

受けた場合にあつては、承認を受けた日) から起算して30日を経過した日、又は派遣の決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交渉及び連絡調整等)

第11 アドバイザーとの業務内容、謝金、旅費等に関する交渉及び事業実施についての連絡調整等(事前を含む)は、各派遣団体で対応するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は知事が定める。